

所定疾患施設療養費の算定状況

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表します。

2019（令和1）年度算定状況（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

診断名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尿路感染症	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	7	14
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月別計	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	7	14

算定要件【厚生労働大臣が定める基準】

所定疾患施設療養費（Ⅰ）は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定するものであるため、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。

所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。

所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。

- イ）肺炎
- ロ）尿路感染症
- エ）带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）

算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容を診療録に記載しておくこと。

請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。

当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。